

鳥取市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第10号

鳥取市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

鳥取市住宅新築資金等貸付条例（昭和49年鳥取市条例第49号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の鳥取市住宅新築資金等貸付条例の規定に基づき貸付けを決定した住宅新築資金等については、なお従前の例による。